

平成27年度臨時福祉給付金のお知らせ

■朝霞市役所

○臨時福祉給付金等支給業務プロジェクト・チーム
○☎463-8673

■厚生労働省の相談窓口

○専用ダイヤル ☎0570-037-192
○受付時間 平日午前9時～午後6時

現在、市では平成27年度臨時福祉給付金の支給に向けた準備を進めています。

消費税の引き上げに際し、所得の低い方々への影響を考慮し、昨年に引き続き暫定的・臨時的な措置として「平成27年度臨時福祉給付金」を支給します。なお、支給対象の可能性のある方に対し、平成27年7月下旬に申請書を発送します。対象と思われる方で申請書が届かない場合は、ご連絡をお願いします。

支給要件

■ **支給対象者** 平成27年1月1日時点で住民票が朝霞市にある方で、平成27年度の市民税(均等割)が課税されない方。ただし、市民税(均等割)が課税される方の扶養親族*の場合や生活保護制度の被保護者などの場合は対象外です。*扶養親族とは、税法上の控除対象配偶者、配偶者特別控除における配偶者、扶養親族、青色事業専従者および白色事業専従者をいいます。

■ **支給額** 支給対象者1人につき6,000円(平成27年10月～平成28年9月の1年分の消費税相当分)

■ **申請方法** 下記の申請先へ郵送(同封の返信用封筒利用可)または持参してください。

■ **申請先** 朝霞市役所 臨時福祉給付金等支給業務プロジェクト・チーム宛て

■ **申請期間** 8月3日(月)～11月2日(月) ※当日消印有効。原則として、申請期間外の申請は受け付けられませんので、必ず申請期間内に申請してください。

■ **提出書類** <必須> 申請書、本人確認書類、指定した口座が確認できる書類
<一部の方のみ> 申請者を扶養している者(市民税の扶養親族など)の非課税証明書(朝霞市以外にお住まいの方に扶養されている場合)

■ **給付金の受取方法** 原則として、申請書に記載した指定口座に振り込みます。

<代理申請・受給> 小さいお子さんなど、本人による申請が難しい場合は、代理申請・受給を行うことができます。詳細については、申請書をご覧ください。お問い合わせください。

「振り込み詐欺」にご注意ください

朝霞市や厚生労働省などの職員がATM(銀行、コンビニなどの現金自動預け払い機)の操作をお願いすることは絶対にありません。臨時福祉給付金に関して、こうした電話や郵便があったら、迷わず朝霞市や朝霞警察署(または下記警察相談専用電話)にご連絡ください。

朝霞警察署 ☎465-0110 警察相談専用電話 #9110

配偶者からの暴力を理由に避難している方への対応

配偶者からの暴力を理由に避難していて、事情により平成27年1月1日時点で住民票を移すことができていない方で、一定の要件を満たす方は、住民票のある市区町村ではなく、実際にお住まいの市区町村で臨時福祉給付金の支給申請をすることができます。その場合、配偶者からの暴力を理由に避難している旨の申し出を事前に行う必要があります。詳しくは臨時福祉給付金等支給業務プロジェクト・チームにお尋ねください。

平成27年度臨時福祉給付金 Q&A

Q1 平成27年1月2日以降に引っ越してきた場合の給付金の受け取りはどうなりますか？

平成27年度臨時福祉給付金は、平成27年1月1日時点で住民票のある市区町村から支給されます。具体的な申請期間や手続きについては、平成27年1月1日時点でのお住まいの市区町村にお問い合わせください。

Q2 平成27年1月1日以降に生まれた方や亡くなられた方は給付金の対象になりますか？

平成27年1月1日に生まれた方は給付金の対象になりますが、1月2日以降に生まれた方は対象になりません。また、1月1日から支給決定がされるまでの間に亡くなられた方も給付金の対象になりません。

Q3 自分に住民税(均等割)が課税されているかどうか、どうすれば確認できるのですか？

以下の場合には、基本的に住民税が課税されています。

- ・会社勤務などの方であれば、ご自身の給与支給明細書の「住民税」の項目に課税額が記載されている場合
- ・65歳以上の方は、介護保険料決定通知書に記載の「保険料の段階」が一定段階以上となっている場合
- ・ご自身の給与や年金の収入が非課税限度額を超える場合

Q4 臨時福祉給付金における、扶養親族等とは何ですか？

基本的には税務上の扶養に準じます。具体的には、控除対象配偶者、配偶者特別控除における配偶者、扶養親族、青色事業専従者および白色事業専従者*となります。*事業専従者：青色・白色申告を行う個人事業主と生計を一つにする配偶者や、15歳以上の親族で年間6か月以上その事業に専ら従事している人

Q5 子育て世帯臨時特例給付金の対象児童と、臨時福祉給付金の支給対象者は、どのような関係になりますか？

消費税率引き上げの影響等を踏まえ、特に配慮が必要と考えられる低所得の子育て世帯に対して手厚い措置を講ずる等の観点から、支給要件に該当する児童については、昨年度と違い、今年度は臨時福祉給付金の支給の対象にもなります。